

諫早湾開門調査 覚悟を決め、明確な対応示せ

よみがえれ！有明海・国会通信

参議院議員会館に、超党派の国会議員
と220名を超える市民が集まり、諫早
干拓堤防開門を求めた【11月19日】



よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

【佐賀新聞・論説・12月1日】

国営諫早湾干拓の開門調査をめぐる動きが混迷を極めてきている。30日には佐賀県の漁業者ら「開門派」と、長崎県の農業者ら「差し止め派」の原告弁護団が、それぞれ集会を開き、国の対応次第では、制裁金を支払わせる間接強制を申し立てる方針を決めた。漁業者と農業者の対立をつくり、ここまで先鋭化させた国の責任はあまりに重い。事態打開は容易ではないが、国がやるべきことは、法廷を含めた関係者による協議の場で今後の方針を明確に示し、解決に向けた努力を尽くす以外にない。

開門派は、福岡高裁の確定判決が求める12月20日の開門期限が守られない場合、24日に間接強制を申し立てることを決めた。21日には抗議の海上デモも計画している。2日には、長崎市内で農水省と今後の対応を協議するが、開門差し止めを認めた長崎地裁の仮処分決定への異議申し立てを求めた上で、期限内開門が可能かをたずねる方針だ。

一方、差し止め派も、仮処分に異議を申し立てるなど、国が開門方針を撤回しない場合、間接強制を申し立てるといふ。国は相反する法的義務を負い、開門するにしろしないにしろ、いずれかから間接強制を申し立てられることは避けられない状況に追い込まれた。

林芳正農相は会見で「解決には話し合いしかない」とし、国と佐賀、長崎両県と協議する意向を示し、29日には佐賀県に3者協議への参加を打診した。長崎県が協議に応じるかは不透明な状況だが、佐賀県はこれまでに

も再三、関係者の協議の場をつくるよう要請してきた経緯があり、あまりにも遅きに失した対応だ。

さらにこの3者協議には、裁判の当事者である原告弁護団が入っていない。行政同士の協議も当然大切なことだが、根本的な解決を図るには、当事者を交えた協議が絶対に必要だ。

長崎地裁は、農業者側に対し、開門差し止めを求めて漁業者側を提訴する意向があるかを確認している。回答期限は12月5日だったが、農業者側は結論を先送りし、15日までの期限延長を求めたことを決めた。

「諫早」という国の事業による被害者同士が争うようなことがあってはならない。責められるべきは国であって、責任者の国が入らない協議などありえない。

二つの法的義務とはいえ、長崎地裁の決定はあくまでも仮処分であって、異議を申し立てれば、福岡高裁で覆る可能性もある。ましてや、長崎地裁の審理では、国は開門しない場合の漁業被害を認めず、総合的で正当な判断が下されたか、大きな疑問が残っている。

開門派の弁護団が主張するように、国を含めた当事者が協議できる場合は、現在、係争中の長崎地裁や福岡高裁など法廷に用意されている。法治国家である以上、開門を求めた福岡高裁の確定判決を国が履行しないという事態は許されない。仮処分に異議を申し立てれば、農業者側が間接強制をする事態は避けられないかもしれない。しかし、根本的な問題解決に向けては、開門方針を明確に示し、万全の事前対策を取ること、長崎側の農業者の理解を得る以外に手段は残されていない。